

(趣旨)

第1条 日本文理大学研究倫理規程（以下「規程」という。）第11条第4項及び第5項に基づき、日本文理大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(本委員会の職務)

第2条 本委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 規程第11条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 規程の改廃に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に定める者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 担当副学長
 - (2) 工学研究科長
 - (3) 各学部長
 - (4) 各学部の教員から各2名
- 2 委員長は、担当副学長をもって充てる。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 前条第1項の定めに関わらず、本委員会が特に必要と認める場合、高度な専門知識を有する者を臨時委員として、審議に参加させることができる。

- 2 臨時委員は、学長が委嘱する。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名することができる。副委員長は委員長の代行をすることができる。
- 3 本委員会は3分の2以上の委員が出席しなければ開催することができない。ただし、出席できない委員が委任状を提出しているときは、委任状をもって出席と見なすことができる。
- 4 委員は、自己の研究に係る審査には決議の権限はないものとする。
- 5 委員は、自己の研究に係る審議には出席できないものとする。
- 6 本委員会議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 7 委員長は、本委員会の審議結果を速やかに学長に報告するものとする。

(相談員)

第6条 委員会に、規程第11条第3項に定める苦情、相談等に対応するため、委員以外に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。委員は、相談員を兼ねるものとする。

- 2 委員以外の相談員は、教員から若干名を学長が委嘱する。
- 3 委員以外の相談員の任期は2年とする。
- 4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に相談する。
- 5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要があると認める場合は、委員会を開催するものとする。
- 6 委員以外の相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

第7条 本委員会の委員及び相談員は、関係者の名誉、プライバシー、個人情報、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。調査業務の従事者でなくなった以降も同様とする。

(事務)

第8条 本委員会の事務は、大学事務本部産学官民連携推進担当が取り扱う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

2 委員会発足時における委員及び相談員の任期は、第3条第3項及び第6条第3項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。